

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会	
開 催 年 月 日	令和7年3月21日（金）	
開 始 ・ 終 了 時 刻	16時00分 から 16時35分まで	
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室	
議 長 等 の 氏 名	奈良 道明	
出 席 者	委員 金目 哲郎 委員 鈴木 崇大 委員 奈良 道明（会長）	
欠 席 者	委員 櫻庭 麻裕子 委員 堀川 慎一	
施設所管部職員の 職 氏 名	(弘前市伝統産業会館) 商工部長 中村 工 産業育成課長 太田 尚亨 産業育成課課長補佐 澁谷 卓 産業育成課物産振興係主幹兼係長 中谷 陽 産業育成課総括主査 秋元 紗織	
事務局職員の 職 氏 名	管財課長 太田 泰輔 管財課長補佐 大和田 淳 管財課公共施設マネジメント推進室主幹 葛西 宏 管財課公共施設マネジメント推進室主査 工藤 早史 管財課公共施設マネジメント推進室主事 豊島 剛志	

<p>会 議 の 議 題</p>	<p>案件 1. 弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>1. 弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p> <p>(1) 弘前市伝統産業会館 弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧（資料1）</li> <li>・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）</li> <li>・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料3）</li> <li>・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料4）</li> </ul>
<p>会 議 内 容</p>	<p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 本日審議する施設は、資料1の一覧に記載のとおり弘前市伝統産業会館となっている。 これは、令和8年1月1日に供用開始となる施設の指定管理者を選定するため、導入手続をとるものである。 なお、本日審議いただく選定方法は、非公募としている。</p> <p>(議長) 弘前市伝統産業会館の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。 会議の進め方は、資料1により、募集グループごとに施設所管部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p> <p>■弘前市伝統産業会館</p> <p>(議長)</p>

それでは、商工部から、弘前市伝統産業会館の募集方法等について説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

**(議長)**

以上の説明について、質問や意見はないか。

**(委員)**

成果指標について、現在は利用件数ベースなのが今後は年間利用率ベースに変更する理由と、成果指標を年間利用率 50%に設定した根拠について教えていただきたい。

**(施設所管課)**

現在の指定管理では成果指標を利用件数ベースで評価しているが、今後は件数というより、どれだけ施設が使われているかを評価するにあたっては利用率で考えた方がよいと考えた。50%の根拠については、現在の利用率が 40%であることから、もっと活用していただきたいので 50%に設定した。

**(委員)**

リニューアルする施設ということで今後の利用率は予測できないところもあると思う。例えば今後の利用状況の様子を見て、50%では低いと判断した場合は見直すことも有り得るのか。

**(施設所管課)**

令和 8 年 1 月からの指定管理期間中は 50%の指標で行うが、次回更新時には利用状況を鑑みて適宜見直していく。

**(委員)**

承知した。次に、今回非公募で選定する指定管理者の「弘前市伝統産業会館管理運営委員会」がどのような組織であるのか、具体的に説明いただきたい。

**(施設所管課)**

弘前市伝統産業会館管理運営委員会は、弘前市を代表する伝統工芸品である津軽塗を扱う青森県漆器協同組合連合会が母体となっている。青森県漆器協同組合連合会は経済産業省から津軽塗の産地組合として唯一指定されている団体でもある。現在指定管理している弘前市伝統産業会館の建物は、もともとは津軽塗業界の福利厚生や会議、イベントのために活用されていたもので、平成 15 年に市所有のものとなり、その指定管理を当初から当該指定管理者にお願いしていた。

以前より、津軽塗以外の伝統産業の方々にも指定管理者に加入いただいた方がよいのではという御意見をいただいていたこともあり、今後、弘前工芸協会という津軽塗以外のこぎん刺しといった様々な工芸品を扱っている団体から 1 名の方が指定管

理者に加入いただき、津軽塗だけではなく弘前市全体の伝統工芸品産業を振興するために活動いただきたいと考えている。

**(委員)**

承知した。次に、管理業務基準書では開館時間が午前9時から午後5時まで、休館日が土日祝祭日と設定されており、開館時間の延長に伴う経費は指定管理者負担となる旨が記載されているが、仮に指定管理者が時間外に自主事業等を行う場合の経費が自己負担であれば、モチベーションが上がりにくいのではと感じたが、市としてどのように考えているか。なお経費のうち光熱水費は募集要項で市が負担すると記載されているが時間外の場合はどちらが負担するのか。

また、移転後の施設で行う自主事業について市としてどのように考えているか教えて欲しい。

**(施設所管課)**

市としては、自主事業として、例えばフリースペースでの期間限定の販売会の実施や、津軽塗の研ぎ出し体験の実施などが可能ではないかと考えており、経費は要するが売上で賄える部分もあるので、伝統産業の振興のため市としても協力できる部分は積極的に協力したい。また時間外の場合の光熱水費について、自主事業を行う際は指定管理者が実施場所等の使用料を支払うこととなるが、使用料は電気代等を加味した料金に設定しているので、棲み分けが出来ている。それ以外の経費、例えば展示販売会のチラシなどの広告費用等は指定管理者に負担していただく。

**(委員)**

私もその方法が良いと感じた。

**(委員)**

私のイメージでは、津軽塗の伝統工芸従事者は自分の工房を持って製品を作り出荷するという業務形態を想像していたが、市が工房を設置し提供する意義は。

**(施設所管課)**

若手職人は販路が確立するまでの収入が不安定で、また特に大きな作品を作る場合には色々な機械や漆を使う必要があるので場所の確保が出来ず、なかなか自分の工房を持つのは大変だという話をよく聞く。今般、施設移転に伴い、若手職人が貸し工房で作業できればという考えで設置した。

**(委員)**

承知した。次に、利用料金制から指定管理料制に変更したことが気になる。市の指定管理制度導入方針では原則どちらにするという記述はないが、原則として利用料金制を採る自治体や、どのような場合に利用料金制を採るか定めている自治体もある。個人的には利用料金制を採らない場合は、収支が割に合わ

	<p>ないような公的サービスの側面が強い業務が適用となるのではと考えている。仮に本施設が利用料金制を採ることとなった場合、若手職人の利用促進を図ることにより収入が増え、また津軽塗の発展にも繋がり Winwin になるのではと感じた。</p> <p>市としては、伝統産業に対して市が支援するという側面が強いのので、利用料金制から指定管理料制に変更し、伝統産業の振興につなげたい、という整理なのか。</p> <p><b>(施設所管課)</b></p> <p>ご認識のとおり。現在の伝統産業会館では、利用率を上げていこうと試みているが思うように向上せず、運営が厳しい状況。移転後の指定管理では、これまで別施設で行っていた津軽塗の研修業務の追加や貸し工房の追加により業務量が増加するため、従業員の増員が必要ということもあり、利用料金制ではまかないきれない。市としては伝統産業の振興を図るため、研修業務の実施や貸し工房の設置をすることを通じて市として支援していきたいので、指定管理料を支払うという判断となった。</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>その他ないか。よろしいか。  それでは、弘前市伝統産業会館の募集方法等について、このとおり決定してよろしいか。</p> <p>&lt;委員了承&gt;</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>それでは、そのように決定する。</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>審議案件は以上となるが、ほかに何かあれば伺いたい。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>では、今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;事務局から今後の予定について説明&gt;</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>質問がないので、これで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。